

小児医療費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 小児医療費助成事業（以下「事業」という。）は、小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成支援を図り、もって小児の健康の増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は市町村とする。

(条例及び規則の制定等)

第3条 市町村が事業を実施する場合は、原則として条例及び規則の制定又は改正を行うものとする。

(用語の定義)

第4条 この要綱において「小児」とは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 満4歳に達した日の属する月の末日までにある者。
- (2) 満4歳に達した日の属する月の翌月から満12歳に達した日以降最初の3月末日までにある者。
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、義務教育学校の後期課程若しくは特別支援学校の中学校部（以下「中学校等」という。）を卒業した日又は同条に規定する中等教育学校の前期課程を修了した日の属する月の末日（中学校等の卒業後又は中等教育学校の前期課程の修了後継続して入院している場合には、その退院の日。ただし、当該卒業した日又は修了した日の属する月の末日及び当該退院の日が満18歳に達した日の属する月の末日を経過している場合には、満18歳に達した日の属する月の末日とする。）までにある者（第1号及び第2号に規定する者を除く）。

2 この要綱において「小児を養育している者（以下「養育者」という。）」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母。
- (2) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない小児を監護し、かつ、その生計を維持する者。

3 前項の「父」には、母が児童を懷胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

4 第2項第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該小児は、当該父又は母のうちいずれか当該小児の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

(対象者)

第5条 医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、各市町村の区域内に住所を有する養育者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）（以下「医療保険各法」という。）の規定により医療（第4条第1項第3号に掲げる小

児にあっては、入院に係る医療）に関する給付が行われる者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する小児は対象としない。
- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている小児
 - (2) 児童福祉法に基づく措置により医療費を受給している小児
(所得の制限)

第6条 前条の規定にかかわらず、養育者が養育する第4条第1項第1号及び第2号に規定する小児の出生日又は誕生日の属する年の前年（当該小児の出生日又は誕生日が1月1日から6月30日までにある場合には、前々年）における当該養育者の所得が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該養育者が当該所得があった年の12月31日において生計を維持した当該養育者の扶養親族等でない児童（18歳に満たない者をいう。）の有無及び数に応じて、別表1に掲げる額以上である場合は対象者としない。

- 2 前項の規定は、養育者が養育する第4条第1項第3号に規定する小児が医療を受けた日の属する年の前年（当該小児が1月1日から6月30日までの間に医療を受けた場合には、前々年）における当該養育者の所得について準用する。
- 3 第1項及び第2項に規定する所得の範囲は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。
- 4 第1項及び第2項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除した額とする。

- 5 別表2のいずれかに該当する者については、別表2に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。
(医療証の交付)

第7条 第4条第1項第1号及び第2号に規定する小児の医療費の助成を受けようとする者は、市町村長に申請し、資格を証する医療証（別記標準様式）の交付を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、医療証交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 医療保険各法による被扶養者（国民健康保険法による場合には、被保険者）であることを証する書類
 - (2) 第4条第1項第1号及び第2号に規定する小児を養育していることを証する書類
 - (3) 対象者の前年（養育している乳児が1月1日から6月30日までの間に生まれた場合には、前々年）の所得の状況を証する書類
- 3 前項の規定にかかわらず、証明すべき事項を公簿等により確認することができる場合には、当該書類の添付を省略することができる。
- 4 市町村長は、第1項の規定により申請があった場合において、対象者と決定したときは、医療証を交付し、また、対象者でないと決定したときは、医療証交付申請却下決定通知書により通知する。
- 5 医療証の有効期間は、交付を受けた際の対象小児の年齢の次の年齢に達した日の属する月の末日までとする。ただし、満12歳に達した小児の医療証の有効期限は、満12歳に達した日から最初の3月末日までとする。
- 6 対象者は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を市町村長に返還しなければならない。
- 7 対象者は、医療証を破り、汚し又は失ったときは、市町村長に医療証の再交付を申請することができる。

（医療費の助成）

第8条 市町村長は、対象者の疾病又は負傷について医療保険各法の規定により医療の給付が行われた場合における医療費（診療報酬の額の算定方法によって算定された額、又は当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額を超える額は除く。）のうち、当該法令の規定によって小児に係る医療保険各法による世帯主若しくは被保険者その他これに準ずるもののが負担すべき額から別表3に定める一部負担金額を減じた額を助成する。

- 2 前項の助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

（助成の方法）

第9条 第4条第1項第1号及び第2号に規定する小児の医療費の助成は、病院、診療所又は薬局その他の者（以下「病院等」という。）に、対象者が医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、市町村長が助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

- (1) 医療保険各法により第4条第1項第1号及び第2号に規定する小児に係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき
 - (2) 前号に定める場合のほか、市町村長が特別に必要があると認めたとき
- 3 第4条第1項第3号に規定する小児の入院に係る医療費の助成は、市町村長が対象者に支払うことによって行うものとする。
- 4 第2項又は第3項に規定する方法により医療費の助成を受けようとする対象者は、小児医療費助成申請書により市町村長に申請しなければならない。

5 前項の申請には、第2項の療養費又は家族療養費の支給を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村が国民健康保険法による保険者として小児に係る療養費を支給する場合における申請については、この限りでない。

(届出義務)

第10条 対象者は、第7条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市町村長に届け出なければならない。

(受給資格消滅の通知)

第11条 市町村長は、対象者が第5条に該当しなくなったと認めたときは、医療費助成受給資格消滅通知書により通知する。ただし、対象者が死亡した場合は、この限りでない。

(譲渡又は担保の禁止)

第12条 対象者は、医療費の助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成費の返還)

第13条 市町村長は、偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(神奈川県の助成)

第14条 神奈川県知事は、別に定めるところにより、事業に要する費用の一部を補助することができる。

附 則

1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

2 小児医療費助成事業実施要領（平成7年10月1日施行県実施要領）は平成20年9月30日限り廃止する。

3 この要綱の施行前に診療を受けた小児に係る給付の申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。ただし、第4条第1項第3号の学校教育法に係る改正については、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年1月29日から施行する。

2 改正後の第6条第3項及び別表2の規定は、令和2年以後の年の所得による医療費の助成の制限について適用し、令和元年以前の年の所得による医療費の助成の制限については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1 (第 6 条第 1 項関係)

扶養親族等及び児童がない場合	532万円
扶養親族等及び児童がある場合	532万円に当該扶養親族等又は児童 1 人につき 38 万円（当該扶養親族等が所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する同一生計配偶者（70 歳以上の者に限る。以下同じ。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族 1 人につき 44 万円）を加算した額

別表 2 (第 6 条第 4 項関係)

当該年度分の市町村民税につき、地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に規定する控除を受けた者	当該雑損控除額、医療費控除額又は小規模企業共済等掛金控除額に相当する額
当該年度分の市町村民税につき、地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する控除を受けた者	その控除の対象となった障害者 1 人につき 27 万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40 万円）
当該年度分の市町村民税につき、地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する控除を受けた者	その者につき 27 万円
当該年度分の市町村民税につき、地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 8 号の 2 に規定する控除を受けた者	その者につき 35 万円
当該年度分の市町村民税につき、地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 9 号に規定する控除を受けた者	その者につき 27 万円

別表 3 (第 8 条第 1 項関係)

第 4 条第 1 項第 1 号に規定する小児	医療行為等	一部負担金額
	入院一日あたり	0 円
	通院一回あたり（施術を含む）	0 円
	調剤一回あたり	0 円
第 4 条第 1 項第 2 号に規定する小児	入院一日あたり	100 円
	通院一回あたり（施術を含む）	200 円
	調剤一回あたり	0 円
第 4 条第 1 項第 3 号に規定する小児	入院一日あたり	100 円

(備考) 治療用装具にかかる費用については、一部負担金を要しないものとする。